

# **薬学生奨学金貸与制度募集要項**

独立行政法人 労働者健康安全機構

**山口労災病院**

## I 山口労災病院奨学生貸与制度の目的と概要説明

### 1. 目的(貸与要領第1条)

「山口労災病院薬学生奨学生貸与制度」は、将来、山口労災病院の薬剤師として勤務しようとする薬学部に在籍する5年生及び6年生(以下「奨学生」という。)の学生に対し、奨学生を貸与することにより、山口労災病院の薬剤師の確保を図ることを目的とする。

### 2. 対象者

下記の要件を全て備えた者(貸与要領第2条)

学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校を卒業した者であること。

学校教育法に規定する大学(以下「大学」という。)の薬剤師を養成する大学の学生であること。

大学を卒業後、直ちに薬剤師として山口労災病院で勤務する意志を有していること。

【山口労災病院 山陽小野田市大字小野田1315-4】

### 3. 貸与の種類

薬学生奨学生貸与制度は、月額50,000円を原則として、100,000円を限度として、1人あたり総額360万円(3年間)を上限とする。

大学を卒業する月の間、毎月1か月分ずつ(年度途中の場合は4月に遡り支給)貸与する。  
ただし、正規の修業期間に限る。

貸与額は本人の申請により50,000円、60,000円、70,000円、80,000円、  
90,000円、100,000円を選択することができる。

### 4. 奨学生の返還免除について

薬学生奨学生貸与制度(貸与要領第14条)

大学を卒業後、当該免許取得者として引き続き機構の職員として勤務し、通算の在職期間が奨学生の貸与を受けた期間に達したとき、奨学生の返還を全額免除する。

業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事することが

できなくなったときは、奨学生又はその家族と協議の上適当と判断する場合又はその他院長の判断により返還を免除すべき特別の事情（災害、疾病その他やむを得ない事由）があると認められる場合は、全部又は一部を免除することがある。

貸与学生は大学卒業後、当院の薬剤師採用試験合格後、薬剤師免許取得後に山口労災病院の薬剤師として採用する。その後、貸与期間と同じ期間勤務した場合は修学資金の返還を全額免除する。

ただし、勤務開始後、貸与期間を満たさず当院を退職した場合は、1年以上の勤務につき1年分の奨学金の返還を免除することができる。

なお、1年間に満たない期間は、返還免除期間に含まない。

## 5. 奨学金の中止・停止（貸与要領第10条）

次のいずれかに該当する場合は、契約の中止をします。

- 退学したとき
- 心身の故障のため修学の見込みがなくなったと認められたとき
- 学業成績が著しく不良と認められたとき（正当な理由なく留年したとき）
- 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき
- 死亡したとき
- その他奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められたとき。

※卒業後、直ちに資格を取得できなかった学生が、翌年も資格を取得できなかった場合は全額返還となる。

## 6. 奨学金の停止（貸与要領第11条）

奨学生が休学したとき又は停学処分を受けたときは、復学までの間貸与は休止する。

## II 奨学生の募集について

### 1. 募集人員

1名

### 2. 応募資格

下記の要件の方

応募時点で、大学薬学部に在学している5年生及び6年生のうち  
卒業後は、直ちに山口労災病院で薬剤師として勤務する意志のある方

### 3. 試験日

随時応募を受付

※日程の詳細は相談のうえ、決定いたします。(旅費等病院負担)

### 4. 試験会場

山口労災病院内(申請者ごとの個別面接・小論文試験)

### 5. 貸与の特例

奨学生の貸与期間については、原則、学年次に応じた貸与年数としています。ただし、病院長の判断により36ヶ月(3年間)を限度として個別に設定することができます。

なお、その奨学生の貸与については、病院長からの申請に基づき理事長が決定いたします。

### 6. 結果発表

試験結果の通知は、試験後1週間程度で本人へ通知します。

貸与の開始は、決定後翌月10日からの振込みとなります。

### 7. 受験申込提出書類

この募集要項は、山口労災病院総務課(2F)において配布しています。郵送を希望する方は「奨学生募集要項希望」と記入した封筒に、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(定形外:24×33.2cm)を同封の上、送付してください。

奨学生の貸与を希望する場合は、次の必要書類全てを募集期間内に提出してください。

① 履歴書(写真添付)

- ② 「労働者健康安全機構薬学生奨学金貸与申請書」(様式第1号)及び「誓約書」(様式第2号)
- ③ 大学の学業成績証明書
- ④ 大学薬学部の在学証明書
- ⑤ 健康診断書(任意)

## 8. 奨学生の決定

提出書類を審査したうえ、面接等を行い選考により決定し、その結果については、面接等終了後7日以内に本人に通知します。

奨学生の貸与を受ける学生(以下「奨学生」という。)は、「奨学金貸与決定通知書」(様式第3号)を発行します。

### (1) 連帯保証人

奨学生の貸与を受ける場合、連帯保証人を立てなければなりません。(奨学生が未成年の場合は親権者)

連帯保証人は、奨学生と連帯して債務を負担することになります。

### (2) 貸与方法及び利息

奨学生は、原則として月単位(10日)で支給します。(例 7月貸与決定者 当年4月~7月分は8月に一括)

奨学生は、無利息で貸与します。

【問い合わせ・応募先】

山口労災病院 総務課採用担当(山口労災病院 2F)

〒756-0095

山口県山陽小野田市大字小野田1315-4

TEL 0836-83-2881(代表)

e-mail yamaguchirosai@yamaguchih.johas.go.jp